

加古川市環境配慮率先実行計画（第5期）

加古川市

目 次

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景、目的	1
1. 策定の背景	1
2. 目的	1
第2節 計画の期間、対象	2
1. 計画の期間	2
2. 計画の対象	2
3. 計画の対象とする温室効果ガス	2
第3節 計画の位置づけ	3

第2章 これまでの取組状況

第1節 市の事務・事業による温室効果ガス排出状況	4
第2節 主な項目ごとの温室効果ガス排出状況	5
1. 一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出状況	5
2. 電気使用量及び電気の使用による温室効果ガス排出状況	5
3. 化石燃料の使用による温室効果ガス排出状況	6
第3節 その他の取組状況	8
1. 市の事務・事業による廃棄物量	8
2. 用紙購入量	8
3. グリーン購入率(物品)	9
4. 低公害車の割合	10
5. 市が所管する施設での再生可能エネルギー等導入状況	11

第3章 計画目標と取組

第1節 計画目標	12
第2節 目標の設定と取組内容	13
1. 市の事務・事業による温室効果ガス排出量の目標設定	13
(1) エネルギーの使用による温室効果ガス排出量の目標設定	13
①電気使用量の目標設定及び取組内容	14
②化石燃料の使用による温室効果ガス排出量の目標設定及び取組内容	15
③市所管施設での再生可能エネルギー及び省エネルギー設備の導入	17
(2) 一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量の目標設定	17
2. 市の事務・事業による廃棄物量の目標設定及び取組内容	18

3. グリーン購入	19
(1) グリーン購入率（物品）の目標設定及び取組内容	19
(2) エコカーの導入割合の目標設定及び取組内容	20
(3) 環境に配慮した公共工事及び施設整備の取組内容	20
4. コピー用紙購入量の削減目標及び取組内容	21
5. その他の取組内容	22
6. 削減目標値一覧	22

第4章 計画の推進と点検・評価

第1節 計画の推進体制	23
1. 環境マネジメントシステム及び環境配慮率先実行計画の責任及び権限	23
2. 委員会の責任及び権限	24
3. 環境マネジメントシステムの推進体制	25
4. 点検・評価体制	26
第2節 取組内容	27
1. 目標及びプログラムの設定	27
2. 計画、実施、点検・評価、見直し	27
3. 点検結果の公表	27
第3節 職員に対する研修等	27
第4節 計画の見直し	27

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景、目的

1. 策定の背景

今日の環境問題は、気候変動やマイクロプラスチックによる海洋汚染など地球規模のものであると同時に身近な生活とも密接に関わっています。これらの環境問題は、我々一人ひとりが影響を受けるとともに、原因者ともなっているため、社会経済活動に伴う環境負荷の軽減や生活様式を見直していく必要があります。

特に、気候変動については、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書」によると、気候システムの温暖化は疑う余地がなく、20世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、人間活動の可能性が極めて高いことが示されており、温室効果ガスの削減対策を実施しない場合、今世紀末の世界平均気温は最大で4.8度も上昇するとされています。

このような中、平成27（2015）年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された「パリ協定」では、世界共通の長期目標として、「産業革命前からの地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を継続する」こと等が設定されました。これらの達成に向け、平成28（2016）年5月に日本では地球温暖化対策計画が閣議決定され、温室効果ガスを「令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で26%削減」する目標が掲げられました。さらに、令和2（2020）年10月には、令和32（2050）年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることが表明されました。

本市においては、市民・市民活動団体・事業者・学識経験者・行政のそれぞれの役割を明らかにし、本市が掲げる環境像の実現を目指すためのマスタープランとして、令和3（2021）年3月に、「第3次加古川市環境基本計画」を策定しました。

市域で環境対策を進めていく中、市も一事業者として率先して取組を進めるため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という。）第21条に規定する「地方公共団体実行計画（事務事業編）」に位置づけた「加古川市環境配慮率先実行計画（第4期）」を改定し、これまでの取組の検証を加えた「加古川市環境配慮率先実行計画（第5期）」の策定を行うものです。

2. 目的

市も大規模な事業者、消費者であるとの立場を自覚し、職員一人ひとりが、それぞれの立場で省エネルギー、ごみ減量、温室効果ガス排出量の削減など、環境に配慮した行動を率先して実行するとともに一丸となって、脱炭素型の事務・事業に取り組んでいくことを目的とします。

第2節 計画の期間、対象

1. 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

なお、期間中においても、実績、世の中の流れや技術的進歩等の状況を踏まえて、必要な見直しを行います。

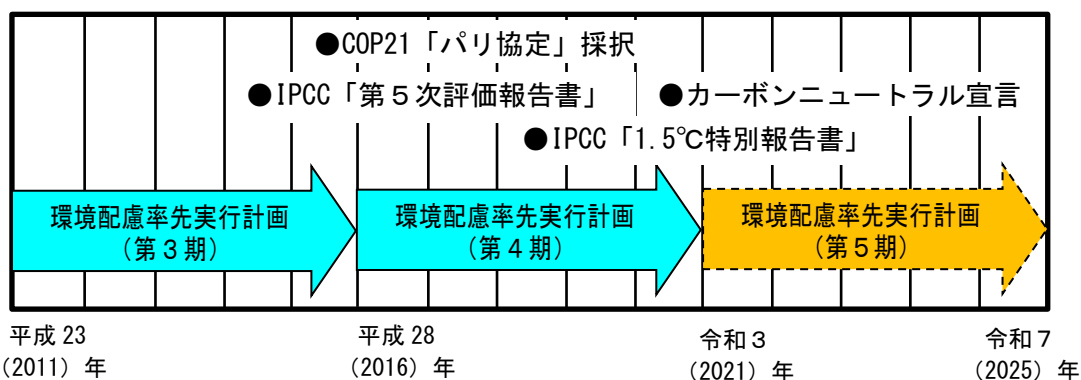


図1-1 環境配慮率先実行計画の期間

2. 計画の対象

計画の対象は、本市が実施する全ての事務・事業とします。また、管理や運営の事務・事業を委託等している場合も対象とします。なお、令和4（2022）年度からのごみ処理広域化に伴い、令和4（2022）年度以降に高砂市へ搬出する本市のごみについては計画の対象とします。また、平成29（2017）年2月から本市に搬入されている高砂市のごみについては計画の対象外とします。

3. 計画の対象とする温室効果ガス

計画の対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に規定する表1-1の物質とします。その他の温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）及び三ふっ化窒素（NF₃）については、本市では排出活動がないため、対象外とします。

表1-1 計画の対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数	排出に伴う主な活動
二酸化炭素（CO ₂ ）	1	電気・化石燃料の使用、廃棄物の焼却など
メタン（CH ₄ ）	25	自動車の走行、廃棄物の焼却など
一酸化二窒素（N ₂ O）	298	自動車の走行、廃棄物の焼却など

第3節 計画の位置づけ

本計画は、温対法第21条に規定する「地方公共団体実行計画（事務事業編）」に位置づけた、市の事務・事業における環境負荷を低減するための「行動計画」とします。また、本市は「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下、「省エネ法」という）」の特定事業者指定されており、省エネルギーに向けた取組や「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「グリーン購入法」という）」に基づく取組についても、本計画で推進していきます。

●法律

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

●本市の条例

- ・加古川市環境基本条例

●本市の計画

- ・第3次加古川市環境基本計画
（加古川市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）含む）
- ・加古川市一般廃棄物処理基本計画



加古川市環境配慮率先実行計画（第5期） （令和3（2021）年度から令和7（2025）年度）

- 第1期：平成13（2001）年度から平成17（2005）年度
- 第2期：平成18（2006）年度から平成22（2010）年度
- 第3期：平成23（2011）年度から平成27（2015）年度
- 第4期：平成28（2016）年度から令和2（2020）年度

図1-2 加古川市環境配慮率先実行計画（第5期）の位置づけ

第2章 これまでの取組状況

第1節 市の事務・事業による温室効果ガス排出状況

令和元（2019）年度の市の事務・事業による温室効果ガスの排出状況は、表2-1、図2-2のとおり、温室効果ガスはほぼ二酸化炭素であり、排出量は減少しています。主な排出要因は、図2-1のとおり、一般廃棄物の焼却と各施設で使用する電気で、約9割を占めています。

市の事務・事業による温室効果ガス排出量は、「令和2（2020）年度までに平成26（2014）年度から14%削減する」という目標に対し、令和元（2019）年度時点で、24.0%削減しており、目標を達成しています。

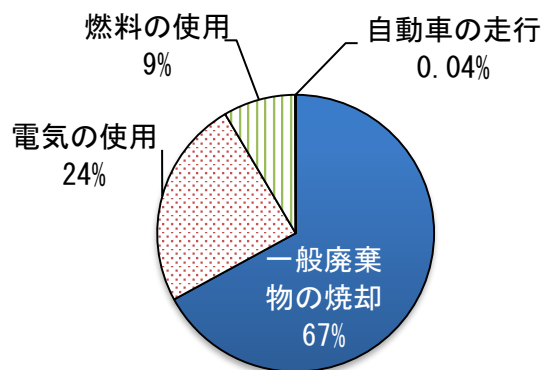


図2-1 市の事務・事業による温室効果ガスの主な排出要因

表2-1 市の事務・事業による温室効果ガスの排出量

	H26 (2014) 基準年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	4期 目標
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	63,751	59,435	59,330	53,990	48,457	/
二酸化炭素 (t-CO ₂)	62,219	58,061	57,970	52,773	47,289	
メタン (t-CO ₂)	4	4	5	4	3	
一酸化二窒素 (t-CO ₂)	1,527	1,370	1,355	1,212	1,165	
削減率 (%) (小数第一位まで表記)		6.8	6.9	15.3	24.0	14

※メタン、一酸化二窒素はCO₂に換算。四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

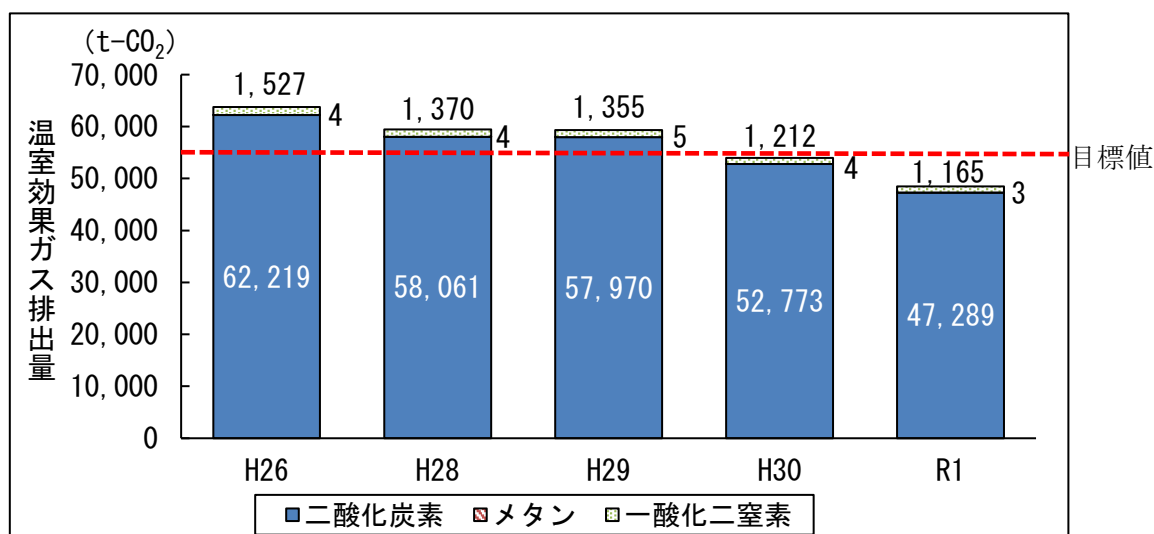


図2-2 市の事務・事業による温室効果ガス排出量の推移

第2節 主な項目ごとの温室効果ガス排出状況

1. 一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出状況

本市では、市域で排出される「燃やすごみ」について、令和4（2022）年度のごみ処理広域化に向け、ごみ減量施策として平成25（2013）年度比20%の削減を目指し、ごみ減量化対策を進めてきました。

新クリーンセンターにおける、一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量は、「令和2（2020）年度までに平成26（2014）年度から19%削減する」という目標に対し、令和元（2019）年度時点で19.0%削減しており、目標を達成しています。

表2-2 一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量

	H26 (2014) 基準年	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	4期 目標
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	40,139	37,000	36,613	34,484	32,497	32,700
削減率 (%) (小数第一位まで表記)		7.8	8.8	14.1	19.0	19

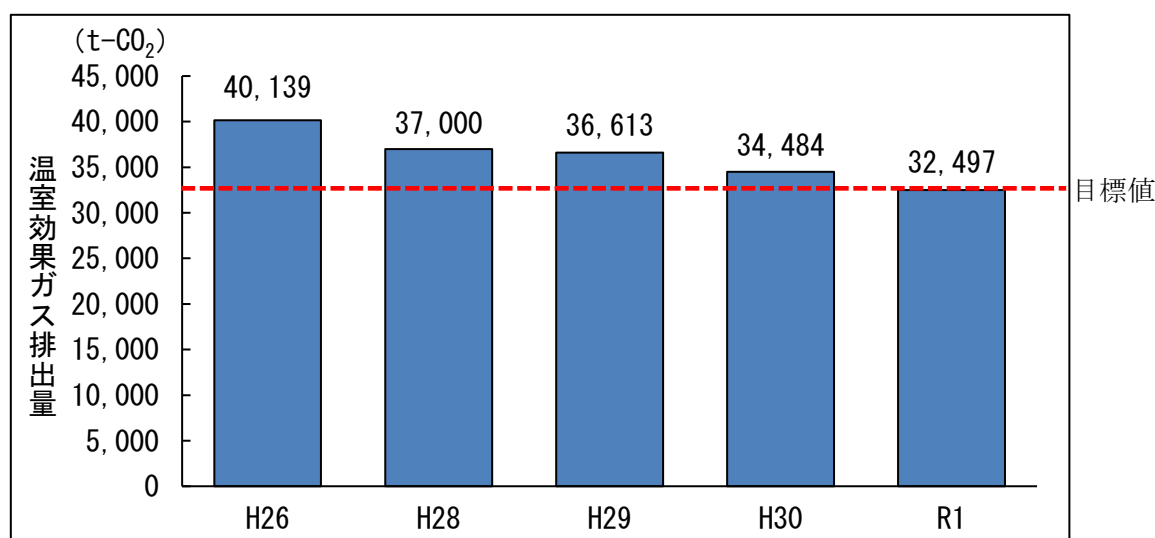


図2-3 一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量の推移

2. 電気使用量及び電気の使用による温室効果ガス排出状況

電気は、新クリーンセンターや中西条浄水場等の動力源、庁舎等の空調機器、照明、事務機器等に多く使用されています。

電気使用量は、各施設での省電力設備への転換、職員全体の節電意識の浸透等により、減少傾向となっています。

電気使用量は、「令和2（2020）年度までに平成26（2014）年度から4%削減する」という目標に対し、令和元（2019）年度時点で7.0%削減しており、目標を達成しています。

表 2 - 3 電気使用量と電気の使用による温室効果ガス排出量

	H26 (2014) 基準年	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	4期 目標
電気使用量 (MWh)	36,059	35,446	35,271	34,737	33,538	34,700
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	18,823	18,027	18,019	15,124	11,840	18,113
削減率 (%) (小数第一位まで表記)		1.7	2.2	3.7	7.0	4

※目標年度の温室効果ガス排出量については、基準年度の電気の排出係数 (0.522t-CO₂/kWh) で計算しています。

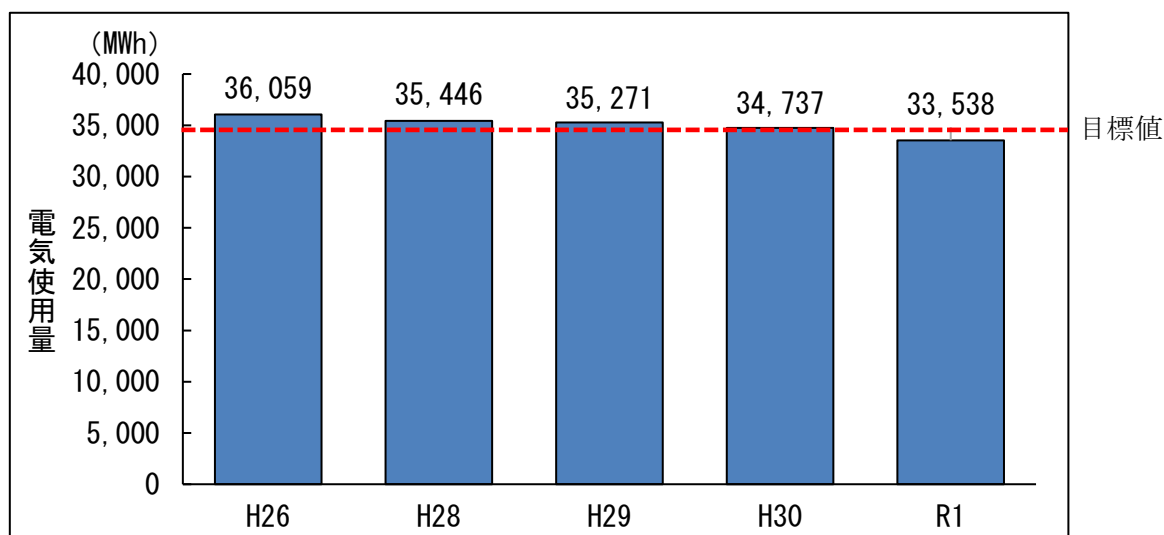


図 2 - 4 電気使用量の推移

3. 化石燃料の使用による温室効果ガス排出状況

市の事務・事業で使用する化石燃料は、ガソリン、灯油、軽油、重油、LPガス、天然ガス、都市ガスです。使用用途は、自動車、各種設備、空調機器や暖房機器等の燃料です。

化石燃料の使用による温室効果ガス排出量は、「令和 2 (2020) 年度までに平成 26 (2014) 年度から 20%削減する」という目標に対し、令和元 (2019) 年度時点で 14.0%削減していますが、目標は達成できていません。

表 2 - 4 化石燃料の使用による温室効果ガス排出量

	H26 (2014) 基準年	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	4期 目標
温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	4,772	4,392	4,680	4,365	4,104	3,800
ガソリン使用分(t-CO ₂)	414	425	431	419	406	
灯油使用分(t-CO ₂)	1,762	1,305	1,436	1,251	1,040	
軽油使用分(t-CO ₂)	472	458	475	460	462	
重油使用分(t-CO ₂)	204	178	189	196	178	
LPガス使用分(t-CO ₂)	499	498	529	491	480	
天然ガス使用分(t-CO ₂)	3	4	4	4	3	
都市ガス使用分(t-CO ₂)	1,418	1,525	1,617	1,543	1,535	
削減率(%) (小数第一位まで表記)		8.0	1.9	8.5	14.0	20

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

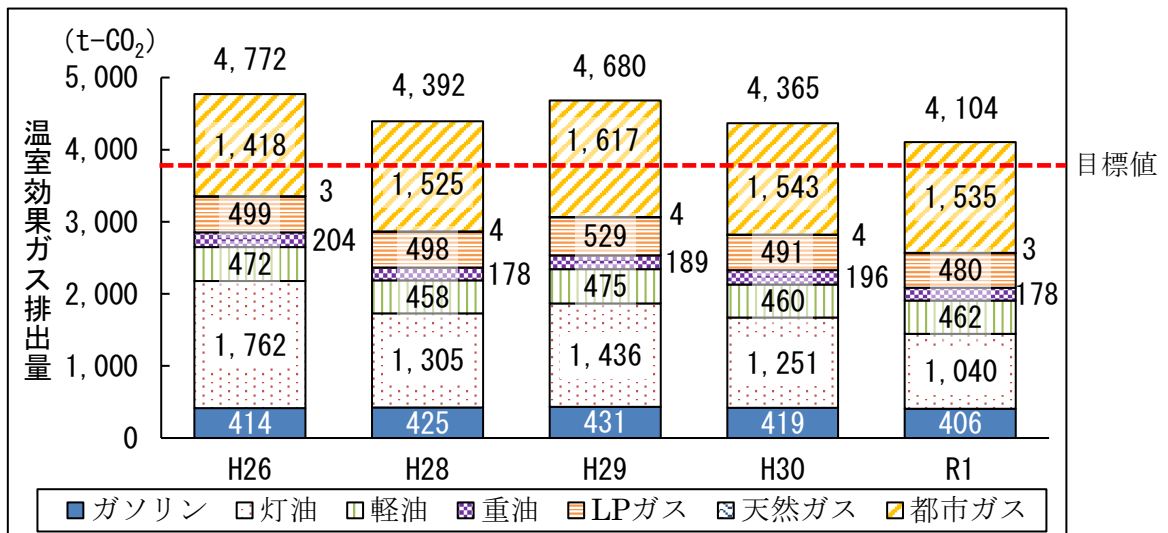


図 2 - 5 化石燃料の使用による温室効果ガス排出量の推移

第3節 その他の取組状況

1. 市の事務・事業による廃棄物量

市の事務・事業によって排出される様々なごみの減量に向け、一事業者である市も率先して積極的に取り組んでいます。

市の事務・事業による廃棄物量は、「令和2（2020）年度までに平成26（2014）年度から29%削減する」という目標に対し、令和元（2019）年度時点で21.9%削減していますが、目標は達成できていません。

表2-5 市の事務・事業による廃棄物量

	H26 (2014) 基準年	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	4期 目標
市の事務・事業による廃棄物量 (kg)	241,811	224,640	199,292	193,737	188,929	171,685
削減率 (%) (小数第一位まで表記)		7.1	17.6	19.9	21.9	29

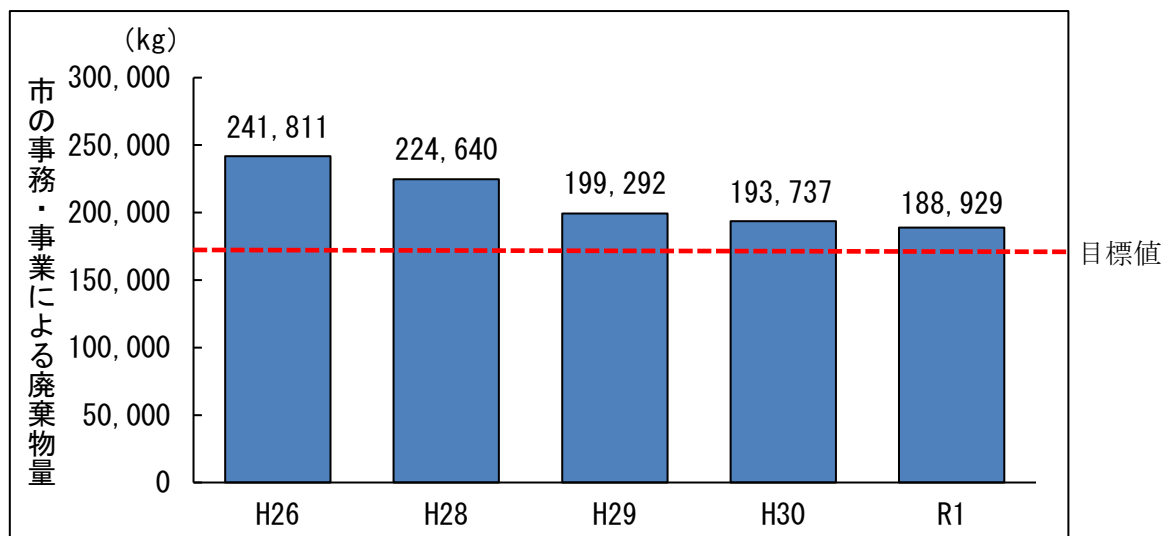


図2-6 市の事務・事業による廃棄物量の推移

2. 用紙購入量

用紙は、各種事務・事業や学校教育等に使用されており、A4用紙やB5用紙等のOA用紙、封筒等があります。比較・集計するために、それらを面積や重量からA4用紙に換算した枚数を表2-6に示しています。

用紙購入量は、「令和2（2020）年度までに平成26（2014）年度から14%削減する」という目標に対し、令和元（2019）年度時点で13.1%削減していますが、目標は達成できていません。

表 2 - 6 用紙購入量 (A 4 換算枚数)

	H26 (2014) 基準年	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	4 期 目標
用紙購入量 (千枚) (A 4 換算枚数)	58,069	54,493	56,851	54,410	50,438	49,940
削減率 (%) (小数第一位まで表記)		6.2	2.1	6.3	13.1	14

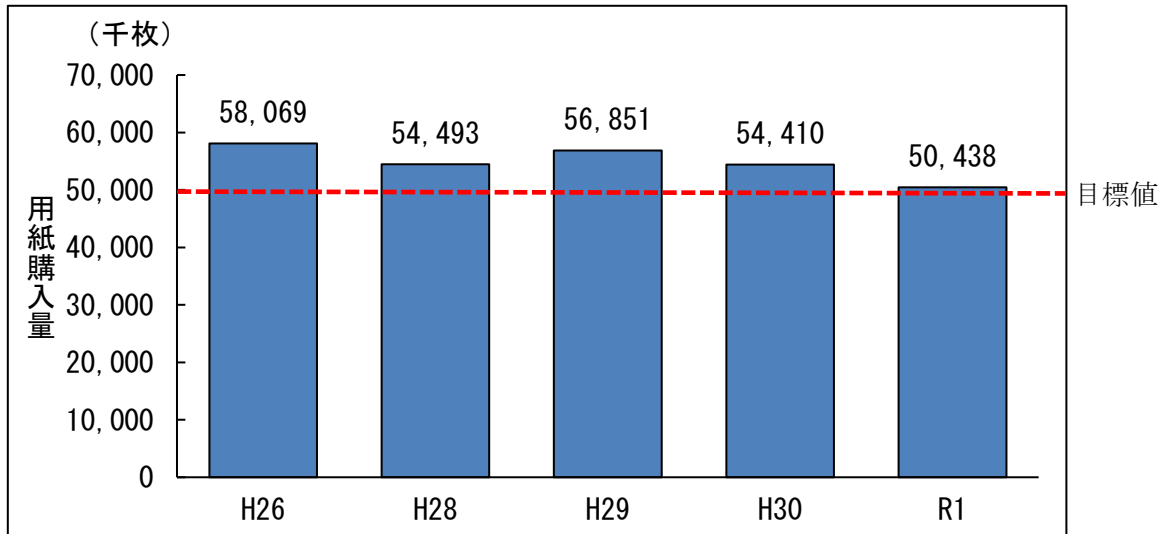


図 2 - 7 用紙購入量 (A 4 換算枚数) の推移

3. グリーン購入率 (物品)

グリーン購入法に基づき、物品の購入、印刷物の外注、公共工事の実施時等には、エコマークなどの環境ラベルがつけられたものを優先的に購入するなど、環境配慮型製品を選び、市自らが率先して環境市場の拡大と循環型社会の形成を目指し取り組んでいます。

グリーン購入率は、「令和 2 (2020) 年度までに 100% に高める」という目標に対し、令和元 (2019) 年度時点で、96.6% となっています。

表 2 - 7 グリーン購入率 (物品)

	H26 (2014) 基準年	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	4 期 目標
グリーン購入率 (物品) (%)	97.6	95.2	97.2	97.6	96.6	100

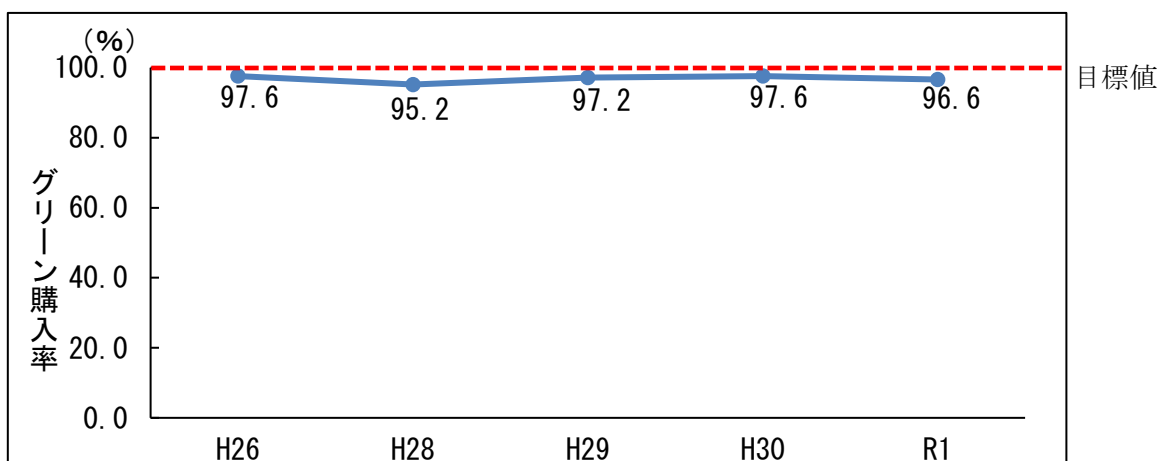


図 2 - 8 グリーン購入率（物品）の推移

4. 低公害車の割合

車両の買い替え時等に、環境負荷の低い車両を購入しています。温室効果ガスは、燃料の使用により、排気ガスとして排出されます。

低公害車の割合を、「令和 2（2020）年度までに車両全体の 75%以上にする」という目標に対し、令和元（2019）年度時点で 62.0%となっており、目標は達成できていません。

表 2 - 8 低公害車の割合

	H26 (2014) 基準年	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	4 期 目標
低公害車の台数（台）	205	216	228	260	263	
総車両台数（台）	426	420	427	424	424	
低公害車の割合（%）	48.1	51.4	53.4	61.3	62.0	75

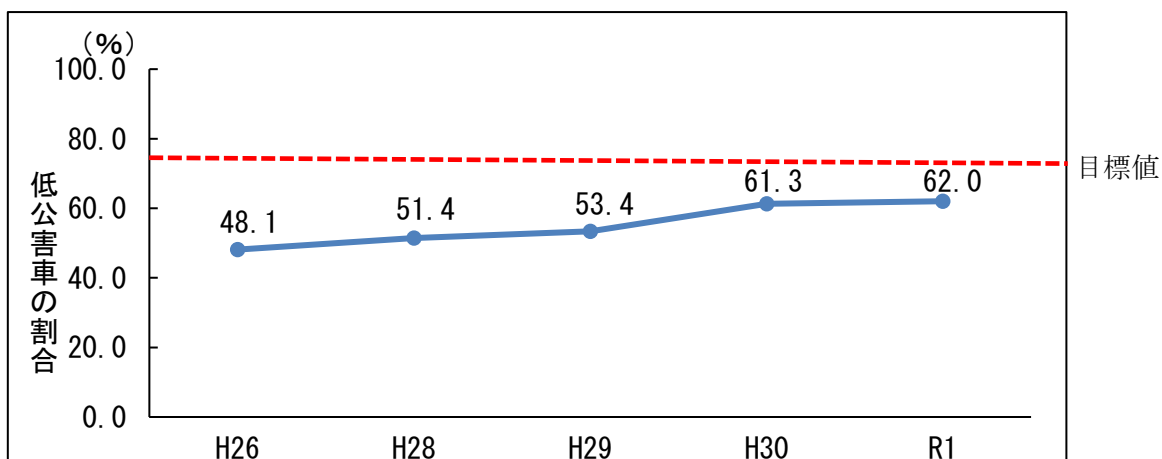


図 2 - 9 低公害車の割合の推移

5. 市が所管する施設での再生可能エネルギー等導入状況

現在、我が国の主要なエネルギー源である石油・石炭などの化石燃料は、使用時に温室効果ガスを排出します。これに対し、太陽光発電等の再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しないクリーンエネルギーです。本市においても、太陽光発電設備を中心に導入・普及を促進しています。現在の導入状況は、以下のとおりです。

<太陽光発電>

設名	規模	施設名	規模
●環境配慮率先実行計画（第4期）までに導入された施設			
議場棟	20kW	神吉中学校	19kW
人権文化センター	10kW	平岡南中学校	19kW
加古川市民ギャラリー	6 kW	別府中学校	19kW
J R加古川駅南広場	2 kW、 7 kW	陵南中学校	19kW
加古川スポーツ交流館	8 kW	加古川小学校	19kW
資源化センター	48kW	八幡小学校	19kW
いずみプラザ	16kW	平荘小学校	19kW
尾上公民館	10kW	平岡東小学校	19kW
志方公民館	10kW	志方西小学校	19kW
中部中学校	19kW	若宮小学校	19kW
氷丘中学校	0.4kW、 19kW		
●環境配慮率先実行計画（第4期）中に導入された施設			
川西こども園	10kW	日岡山給食センター	3.3kW
東神吉こども園	10kW		
合 計			388.7kW

<廃棄物発電>

設名	発電能力
新クリーンセンター	4,950kW

第3章 計画目標と取組

第1節 計画目標

令和3（2021）年3月に策定した「第3次加古川市環境基本計画」や、これまで本市が進めてきた「加古川市環境配慮率先実行計画（第1期～第4期）」の取組結果を踏まえ、市の事務・事業により排出される温室効果ガス排出量の削減目標等を、令和元（2019）年度を基準とし、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間の計画期間として設定しました。

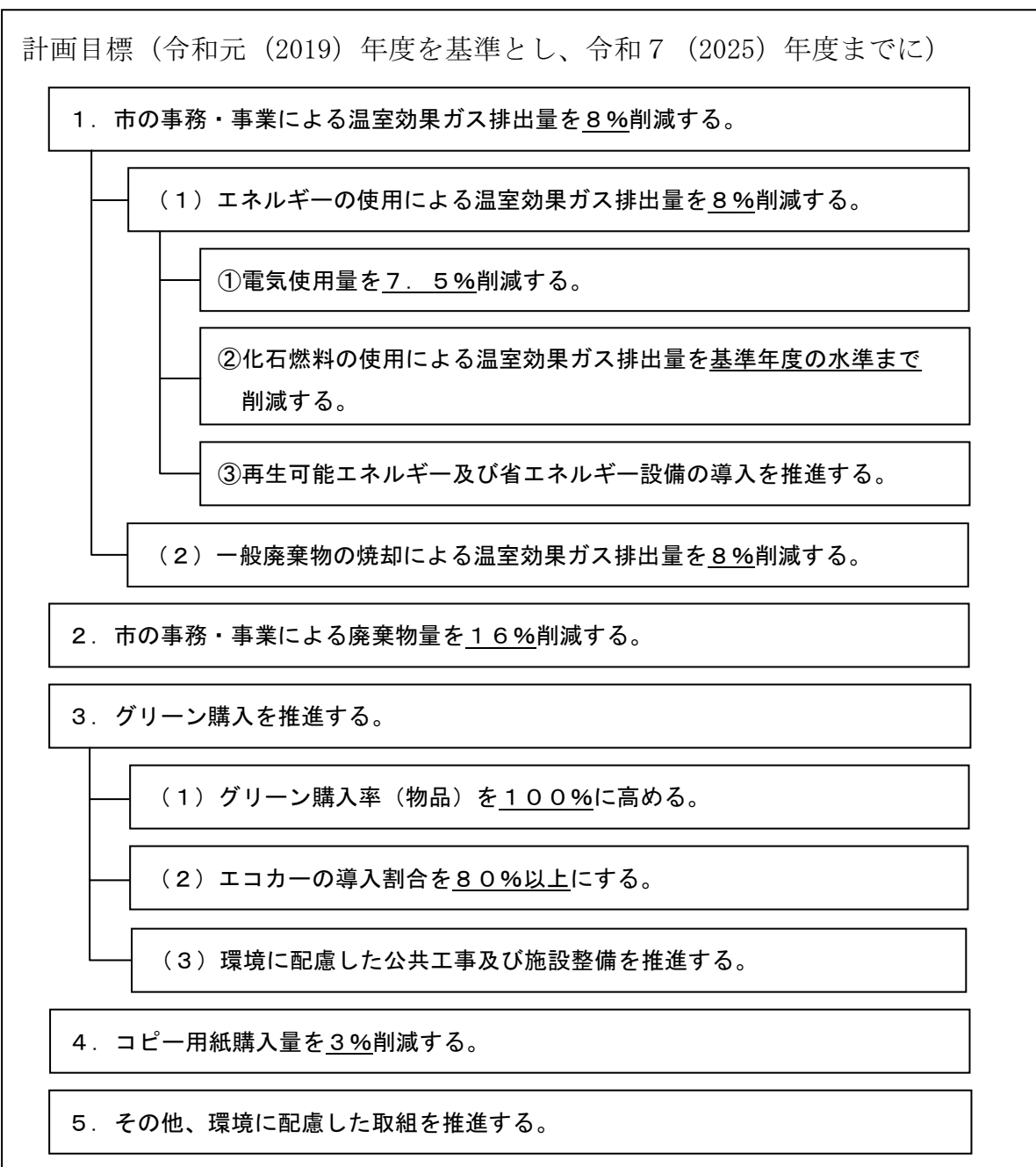


図3-1 本計画の目標

第2節 目標の設定と取組内容

1. 市の事務・事業による温室効果ガス排出量の目標設定

【目標】 市の事務・事業による温室効果ガス排出量を8%削減する。

国の地球温暖化対策計画では、「令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で26%削減する」目標を掲げており、そのうち官公庁が属する「業務その他部門」の削減率は39.8%となっています。市の事務・事業による温室効果ガス排出量についても同様の削減率とし、目標年度である令和7(2025)年度の温室効果ガス排出量を算定しました。基準年度は、令和元(2019)年度とし、令和7(2025)年度までに8%削減することを目標とします。

さらに、温室効果ガス排出量は、「エネルギーの使用による温室効果ガス排出量」と「一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量」と発生源別に分け、個々に目標を設定します。

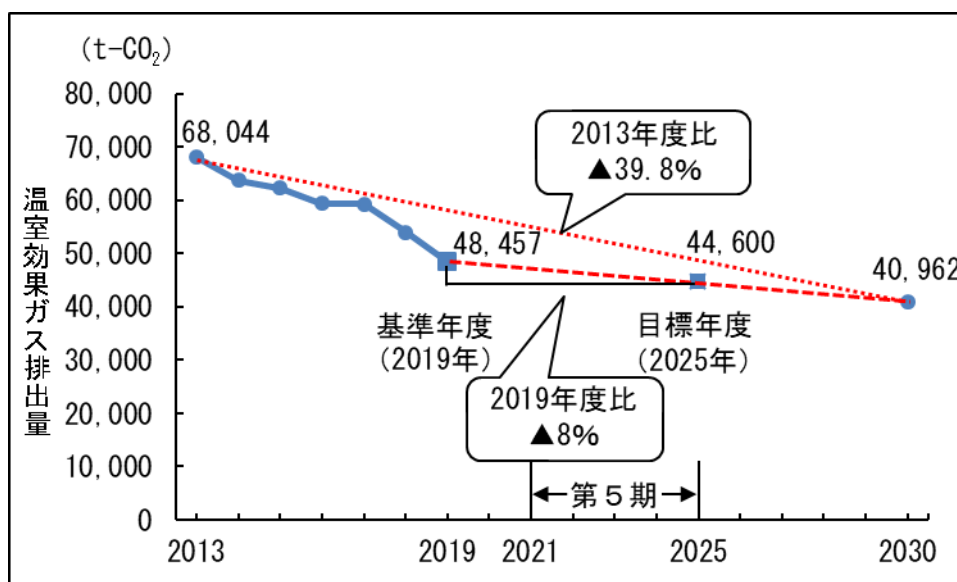


図3-2 市の事務・事業による温室効果ガス排出量の削減目標

(1) エネルギーの使用による温室効果ガス排出量の目標設定

【目標】 エネルギーの使用による温室効果ガス排出量を8%削減する。

エネルギーの使用による温室効果ガス排出量は、「電気の使用による温室効果ガス排出量」、「化石燃料の使用による温室効果ガス排出量」、「自動車の走行による温室効果ガス排出量」の合計値とします。エネルギーの使用による温室効果ガス排出量の目標は、令和元(2019)年度を基準とし、令和7(2025)年度までに8%削減することとします。

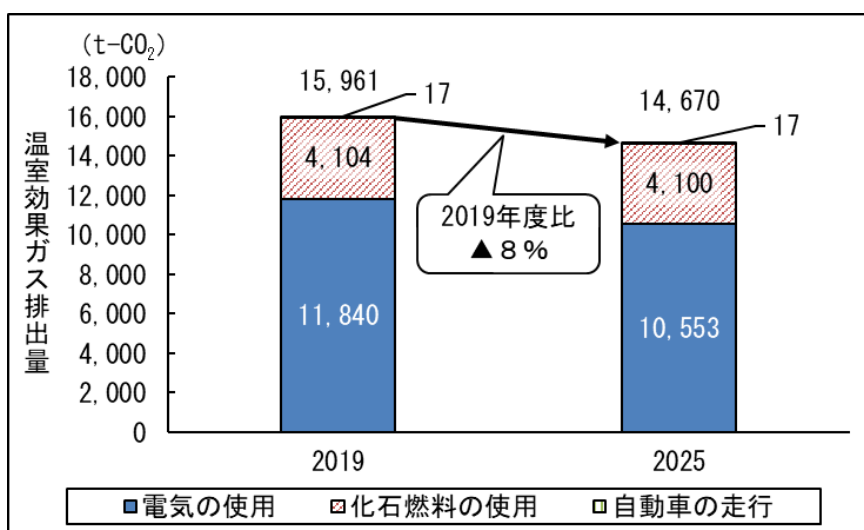


図3-3 エネルギーの使用による温室効果ガス排出量の削減目標
 ※令和7（2025）年度の電気の使用による温室効果ガス排出量は、主な契約事業者の電気の排出係数（2019年度）を使用。

①電気使用量の目標設定及び取組内容

【目標】 電気使用量を7.5%削減する。

電気の使用による温室効果ガス排出量は、エネルギーの使用による温室効果ガス排出量の約8割を占めています。このため、電気使用量の削減への取組は、非常に重要であり、省エネ機器の導入をはじめ、建物自体の省エネ化、管理標準に基づくエネルギー管理の徹底など継続して取り組んでいくことが必要です。電気の使用による温室効果ガス排出量は、電気の排出係数に影響されるため、取組状況が把握しやすいように電気使用量で目標を設定します。電気使用量の削減目標は、令和元（2019）年度を基準とし、令和7（2025）年度までに7.5%削減することとします。

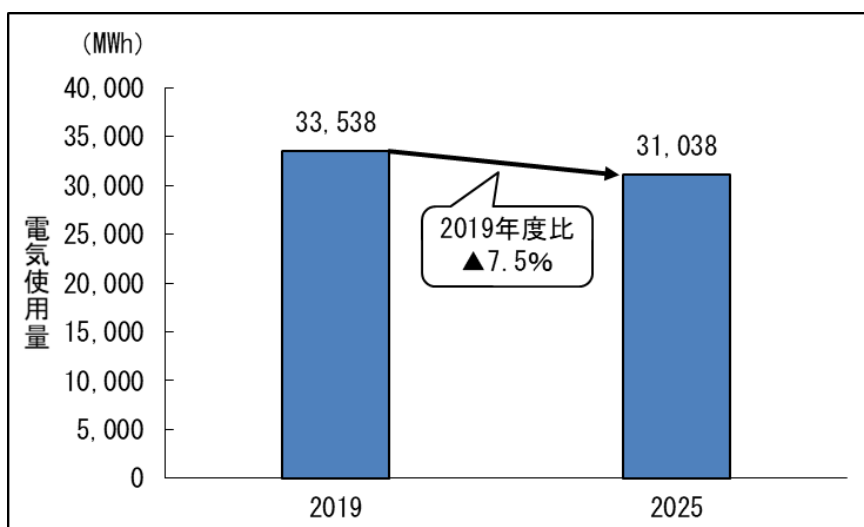


図3-4 電気使用量の削減目標

【取組事例】

○事務所等

- ・ 残業時、昼休み時には部分消灯します。
- ・ 昼休み時や一定時間離席する場合は、業務に使用しないOA機器を節電モードにします。また、長時間使用しないOA機器は電源を切ります。
- ・ ノー残業デーには、定時退庁します。
- ・ 緑のカーテンを活用することにより遮光、断熱を図ります。
- ・ 窓の断熱性を高めるため、断熱効果のあるシートを活用します。
- ・ ブラインド等により、空調機器の効果を高めます。
- ・ 空調機器の吸入口や吹き出し口の前に物を置きません。
- ・ 室温等に対応しやすい服装にします。(クールビズ・ウォームビズ)
- ・ 持ち込み機器を使用しません。



○施設管理

- ・ 管理標準を活用します。
- ・ 空調設定温度の適正管理により、室温が冷房は28度、暖房は20度になるよう運転します。
- ・ 空調機器のフィルター等を定期的に清掃します。
- ・ 使用量を適宜把握することで、ピークシフトに努めるとともに、管理を徹底します。
- ・ 点検により、照明箇所を見直します。
- ・ エレベーターの部分運転を行います。
- ・ LED照明、高効率機器、省エネルギー機器等を導入します。

②化石燃料の使用による温室効果ガス排出量の目標設定及び取組内容

【目標】 化石燃料の使用による温室効果ガス排出量を基準年度の水準まで削減する。

化石燃料は、施設の熱源、空調機器、給湯器、暖房機器、公用車の燃料等に使用されており、省エネ機器の導入、建物自体の省エネ化、管理標準に基づくエネルギー管理の徹底、公用車のエコカーへの更新、エコドライブの実施等に継続して取り組んでいく必要があります。

令和2(2020)年から学校園で新たに空調が導入され、都市ガス及びLPガスの使用量が増加し、化石燃料の使用による温室効果ガス排出量が増加しています。そのため、化石燃料の使用による温室効果ガスの排出量の目標は、令和元(2019)年度を基準とし、令和7(2025)年度までに基準年度である令和元(2019)年度の水準まで削減することとします。

※化石燃料・・・ガソリン、灯油、軽油、重油、LPガス、天然ガス、都市ガスが含まれます。

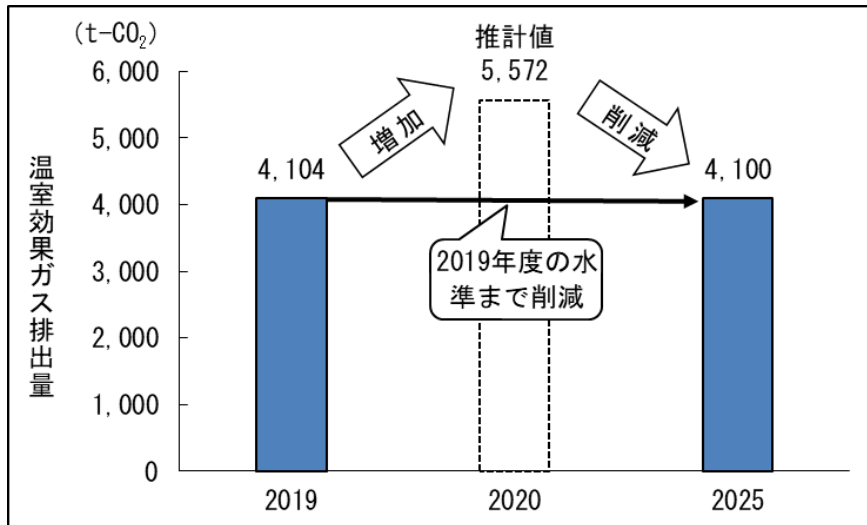


図3-5 化石燃料の使用による温室効果ガス排出量の削減目標

【取組事例】

○事務所等

- ・ 緑のカーテンを活用することにより遮光、断熱を図ります。
- ・ 空調機器の吸入口・吹き出し口の前に物を置きません。
- ・ 窓の断熱性を高めるため、断熱効果のあるシートを活用します。
- ・ ブラインド等により、空調機器の効果を高めます。
- ・ 室温等に対応しやすい服装にします。(クールビズ・ウォームビズ)



○施設管理

- ・ 管理標準を活用します。
- ・ 空調設定温度の適正管理により、室温が冷房は28度、暖房は20度になるよう運転します。
- ・ 空調機器のフィルター等を定期的に清掃します。
- ・ 燃料使用量を適宜把握し、管理を徹底します。
- ・ 高効率機器、省エネルギー設備を導入します。

○公用車の使用

- ・ エコドライブを推進します。
- ・ 駐車時には、アイドリングストップをします。
- ・ 走行ルート合理化などにより走行距離を抑制します。
- ・ 排気状況、空気圧の点検などの車両整備を徹底します。
- ・ 不要物を積んだままの状態にしません。
- ・ 近距離の移動の場合は、自転車を利用します。

ECO DRIVE

「移動」を「エコ」に。

smart
move

③市所管施設での再生可能エネルギー及び省エネルギー設備の導入

【目標】 再生可能エネルギー及び省エネルギー設備の導入を推進する。

公共施設の新築・改修等の時期に合わせて、太陽光発電等の再生可能エネルギーや高効率型の省エネルギー設備を積極的に導入します。

(2) 一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量の目標設定

【目標】 一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量を8%削減する。

市の事務・事業による温室効果ガス排出量を削減するためには、約7割を占めている一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量の削減が欠かせません。令和4（2022）年度のごみ処理広域化に向け、ごみ減量施策により燃やすごみを平成25（2013）年度を基準とし、令和4（2022）年度までに20%削減する目標を掲げ取組を進めてきました。その結果、目標は達成していますが、さらなる削減に向けた取組を進めて行く必要があります。一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量の目標は、令和元（2019）年度を基準とし、令和7（2025）年度までに8%削減することとします。

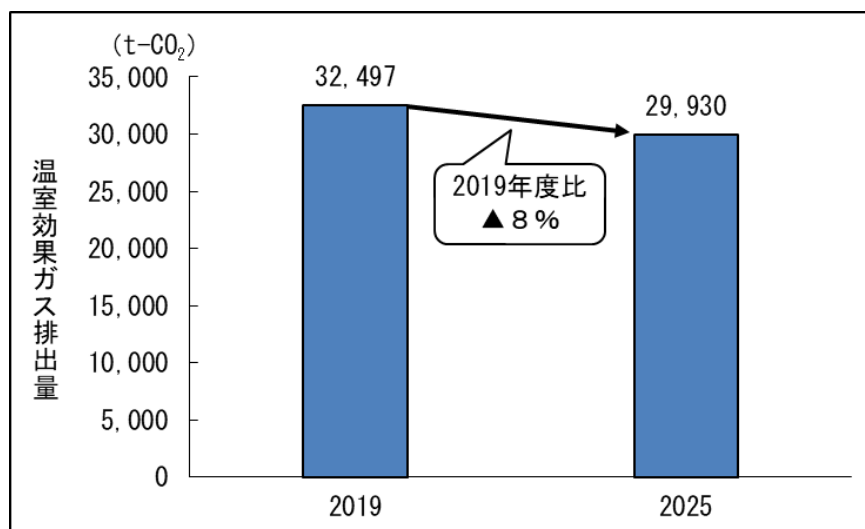


図3-6 一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量の削減目標

2. 市の事務・事業による廃棄物量の目標設定及び取組内容

【目標】 市の事務・事業による廃棄物量を16%削減する。

令和4（2022）年度のごみ処理広域化に向け、事業系ごみについても削減していく必要があります。一般廃棄物処理基本計画では事業系ごみ・資源物排出量を平成23（2011）年度を基準として令和4（2022）年度までに25%削減する目標を定めています。市役所も一事業場であるため、取組を進めることとし、令和元（2019）年度を基準として、令和7（2025）年度までに16%削減することとします。

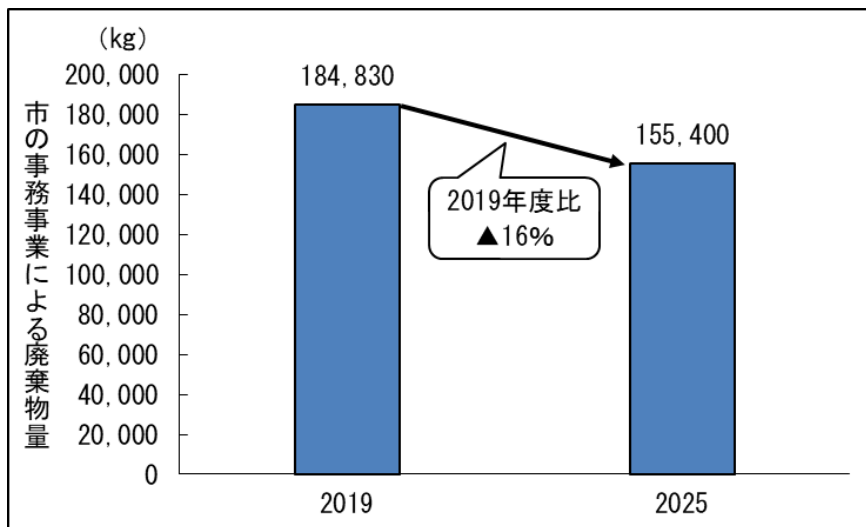


図3-7 一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量の削減目標

【取組事例】

- 全ての紙類の分別収集を徹底し、資源化します。
- ごみ箱を減らし、廃棄物の発生を抑制します。
- 持ち込みごみの持ち帰りを徹底します。
- シュレッダーの使用を原則禁止とします。やむなく排出されたシュレッダーダストは再資源化します。
- 廃棄文書は、資源化センターへ搬入します。
- 分別の徹底のため、ごみ箱のチェックをします。
- 不用意に物品を購入しません。
- 不要となった物品は庁内LAN等により、全庁的にその情報を提供し、再利用します。
- 過剰包装を固辞します。梱包材・包装紙等を販売業者に返却します。
- イベント時には、参加者に対してもごみの分別、減量の呼びかけを行います。
- 買い物時はマイバッグを使用します。

3. グリーン購入

【目標】 グリーン購入を推進する。

物品の購入及びサービスの提供等にあたっては、グリーン購入法及び市が毎年度策定する「加古川市グリーン購入調達方針」に基づき、率先してグリーン購入を行います。また、物品等は適正使用、長期使用するとともに、処分に当たっては、リサイクルや分別廃棄等に留意します。

(環境ラベルの例)



エコマーク



森林認証マーク



国際エネルギースタ
プログラムロゴ



省エネラベル



統一省エネラベル



燃費基準達成車
ステッカー



低排出ガス車認定



PETボトルリサイクル
推奨マーク



バイオマス

バイオマスマーク

(1) グリーン購入率（物品）の目標設定及び取組内容

【目標】 グリーン購入率（物品）を100%に高める。

物品に伴う環境負荷を低減していくため、エコマーク等の環境ラベルが貼られた環境負荷が低い物品を選択する等、グリーン購入を推進し、100%に高めることを目指します。

【取組事例】

- ・ 不用品を購入しません。
- ・ 在庫量を確認し、業務に応じた適正な量を購入します。
- ・ 再生材料、余材、廃材を利用した製品を購入します。
- ・ 使用時に資源やエネルギーの消費が少ない製品を購入します。
- ・ 分別廃棄やリサイクルしやすい製品を購入します。
- ・ 製造、使用、廃棄等の各段階で環境への負荷が少ない（フロン系物質が使用されていない、温室効果ガスの排出が少ない等）製品を購入します。



- ・ 詰め替え、再使用可能な商品、リターナブル商品等を購入します。

(2) エコカーの導入割合の目標設定及び取組内容

【目標】 エコカーの導入割合を80%以上にする。

公用車の更新計画において、車両購入（貸与）時にはグリーン購入法に基づき、エコカー（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル自動車、燃費基準や排出ガス基準を満たした自動車）を優先的に導入します。

【取組事例】

- ・ 電気自動車など、次世代自動車を積極的に導入します。
- ・ その他、エコカーを購入します。
- ・ 保有台数を見直します。



(3) 環境に配慮した公共工事及び施設整備の取組内容

【目標】 環境に配慮した公共工事及び施設整備を推進する。

公共工事及び施設整備については、環境に配慮した資材、機械類、工法等を採用するとともに、再生可能エネルギーや省エネルギーに資する設備等を積極的に採用し、環境負荷の低減に努めます。

【取組事例】

○ 公共工事

- ・ 再生資材を優先的に使用します。
- ・ 排出ガス対策型、低騒音型建設機械を使用します。
- ・ 環境配慮型工法（低品質土有効利用工法、建設汚泥再生処理工法等）を採用します。

○ 施設整備

- ・ 省エネルギー型設備や機器を導入します。（エレベーター運転の高度制御装置、インバーター装置、省エネルギー型空調機器等）
- ・ LEDなどの高効率照明へ切り替えます。
- ・ 採光に自然光を利用します。
- ・ 外気の流入遮断が可能な建具を使用します。
- ・ 雨水、下水処理水を利用します。



- ・ 建物（屋上、壁面）や敷地を緑化します。
- ・ 高機能舗装（排水性舗装、透水性舗装）を採用します。

4. コピー用紙購入量の削減目標及び取組内容

【目標】 コピー用紙購入量を3%削減する。

これまで、用紙購入量に印刷製本で発注した用紙等も含めていましたが、業務によっては毎年度必要となる冊子等が多く、削減が困難であるため対象から除外し、本計画からはコピー用紙のみを対象とします。また、臨時的な業務により用紙が大量に必要となる場合も削減が難しいことから、それらに使用した用紙もコピー用紙購入量から除外することとし、日常業務のコピーや印刷に関する内容に改めます。コピー用紙購入量の目標は、令和元（2019）年度を基準とし、令和7（2025）年度までに3%削減することとします。

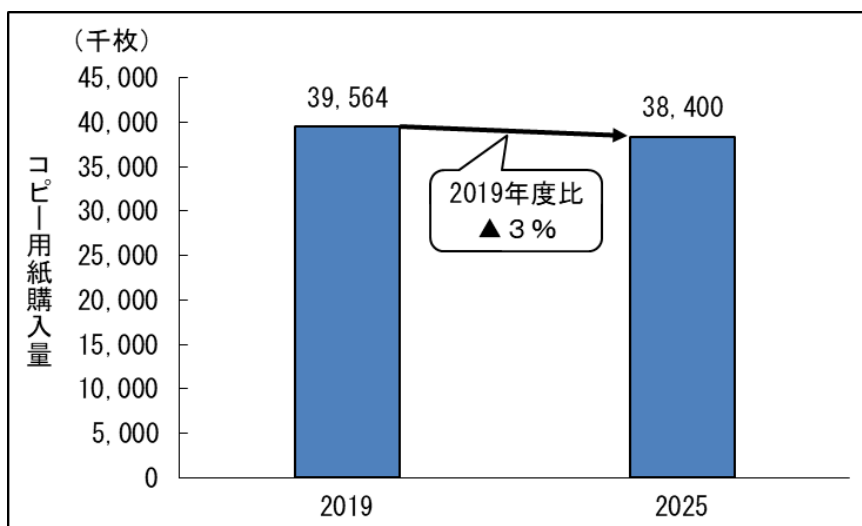


図3-8 コピー用紙購入量の削減目標

【取組事例】

- ・ 在庫量を確認のうえ、業務に応じた適正な量を購入します。
- ・ 資料等の印刷は必要最低限にし、情報システムを積極的に活用しペーパーレス化を図ります。
- ・ 会議資料などの見直しを行い、枚数・部数の削減やペーパーレス会議を進めます。
- ・ 両面印刷を徹底します。
- ・ 片面使用済み用紙の裏面について、メモ用紙等への再利用を徹底します。
- ・ コピーミスを防止します。（使用後は必ずクリアボタンを押す）
- ・ 支障のない範囲で縮小コピーを励行します。
- ・ プレゼンテーションソフトやプロジェクターを活用して、印刷物を削減します。

5. その他の取組内容

【目標】 その他、環境に配慮した取組を推進する。

これら取組のほか、環境に配慮した事務・事業を実施するため、新たな取組や職員研修を進めます。また、目標達成のため、職員の環境意識向上による節減努力のほか、関係各課と協議し、設備・施設の見直し、管理標準の策定等を検討します。

【取組事例】

- ・ 「環境方針」を市民の見やすい場所に大きく掲げます。
- ・ 管理標準を活用します。
- ・ 節水に取り組みます。
- ・ 加古川市環境マネジメントシステムを推進します。
- ・ 様々な手法を用いて環境に配慮する意識を醸成・啓発します。
- ・ 本計画を推進するため、関係各課と協議します。
- ・ 階層別研修を実施します。



未来のために、いま選ぼう。

6. 削減目標値一覧

計画目標	令和元（2019）年度 （基準）	令和7（2025）年度 （目標）
市の事務・事業による温室効果ガス排出量を8%削減する（t-CO ₂ ）	48,457	44,600
エネルギーの使用による温室効果ガス排出量を8%削減する（t-CO ₂ ）	15,961	14,670
電気使用量を7.5%削減する（MWh）	33,538	31,038
化石燃料の使用による温室効果ガス排出量を基準年度の水準まで削減する（t-CO ₂ ）	4,104	4,100
一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量を8%削減する（t-CO ₂ ）	32,497	29,930
市の事務・事業による廃棄物量を16%削減する（kg）	184,830	155,400
グリーン購入率（物品）を100%に高める（%）	96.6	100
エコカーの導入割合を80%以上にする（%）	76.9	80以上
コピー用紙購入量を3%削減する（千枚）	39,564	38,400

※計画目標については、小数第一位又は第二位を四捨五入した数値となっています。

第4章 計画の推進と点検・評価

第1節 計画の推進体制

本市では、平成22(2010)年度より市独自で「加古川市環境マネジメントシステム」を構築しました。本計画の推進にあたっては、「加古川市環境マネジメントシステム」の推進体制と点検・評価等の仕組みを活用し、環境の継続的改善を行うこととします。

1. 環境マネジメントシステム及び環境配慮率先実行計画の責任及び権限

表4-1 環境マネジメントシステム及び環境配慮率先実行計画の責任及び権限

役割	役職	責任及び権限
経営層	市長	(1) <u>環境配慮率先実行計画の推進</u> (2) <u>環境配慮率先実行計画の決定及び見直し</u> (3) 環境方針の策定及び見直し (4) 環境マネジメントシステム審査員の任命・委嘱 (5) 環境マネジメントシステムの見直しの指示
	副市長・教育長・ 上下水道事業管理者	(1) 市長の補佐 (2) 必要に応じて市長の代行
環境マネジメントシステム審査責任者	代表監査委員	(1) 環境マネジメントシステム実地審査計画の策定 (2) 環境マネジメントシステム実地審査の実行指示 (3) 環境マネジメントシステム実地審査結果の経営層への報告 (4) 環境マネジメントシステム実地審査チームの編成及びリーダーの指名 (5) 環境マネジメントシステム審査員研修の実施
統括環境管理責任者	環境部長	(1) <u>環境配慮率先実行計画の見直し案の策定</u> (2) 環境推進委員会の開催 (3) 環境マネジメントシステムの確立、維持、実施及び改善 (4) 全部署の共通目標の設定 (5) 環境管理マニュアルの承認 (6) 環境方針の周知及び研修の実施 (7) 環境マネジメントシステムの見直しのための情報提供
副統括環境管理責任者	環境部次長	(1) 統括環境管理責任者の補佐
環境管理責任者	部等の長	(1) <u>環境管理委員会における環境活動推進のための企画立案及び取組の評価</u> (2) <u>部等における環境活動の評価及び活動推進のための環境推進マネージャーへの指示</u> (3) 部等の環境活動の総括 (4) 共通目標・環境目標・プログラム等の承認 (5) 法的要求事項の遵守状況の確認 (6) 緊急事態への準備及び対応内容の確認 (7) 是正計画の承認 (8) 環境推進委員の指名

※ 下線部分は環境配慮率先実行計画に関する内容

役割	役職	責任及び権限
環境推進委員	副課長相当職 (各部等より1名)	(1) 環境活動推進のための調査・企画立案 (2) 環境マネジメントシステムの確立、実施、維持、改善のための立案 (3) 部等における共通目標・環境目標・プログラムの設定内容及び進捗状況のとりまとめ (4) 部等における法的要求事項の遵守内容のとりまとめ (5) 部等における緊急事態への準備及び対応内容のとりまとめ (6) 部等におけるセルフチェック10のとりまとめ
環境マネジメントシステム審査委員	職員審査員 (環境推進委員) 市民審査員 (市民数名)	(1) 環境マネジメントシステムの実地審査及び報告
環境推進マネージャー	課等の長	(1) 課等の環境配慮率先実行計画の推進 (2) 共通目標・環境目標・プログラムの設定 (3) 法的要求事項の遵守 (4) 緊急事態への準備及び対応 (5) セルフチェック10の実施 (6) その他の環境活動の推進 (7) 環境方針の周知及び研修の実施 (8) 不適合事項への是正・予防計画の立案・実施 (9) 環境推進リーダーの指名
環境推進リーダー	係長相当職 (各課等より1名)	(1) 環境推進マネージャーの補佐 (2) 共通目標・環境目標・プログラムの設定内容及び進捗状況の報告 (3) 法的要求事項の遵守内容の報告 (4) 緊急事態への準備及び対応内容の報告 (5) 環境負荷の報告
職員	全職員	(1) <u>環境配慮率先実行計画に基づく環境活動の推進</u> (2) その他の環境活動の推進
計画推進事務局 EMS推進事務局	環境政策課	(1) 環境配慮率先実行計画に関する事務 (2) 環境マネジメントシステムに関する事務

※ 下線部分は環境配慮率先実行計画に関する内容

2. 委員会の責任及び権限

表4-2 委員会の責任及び権限

委員会名	構成者	責任及び権限
環境管理委員会	環境管理責任者	(1) <u>環境配慮率先実行計画の見直し案の審議及び統括環境管理責任者への意見提出</u> (2) <u>環境配慮率先実行計画推進のための調査・企画についての審議</u> (3) 環境マネジメントシステム実施状況の点検・評価、システムの改正等についての審議及び統括環境管理責任者への意見提出

環境推進委員会	環境推進委員	(1) <u>環境配慮率先実行計画の見直し案の策定</u> (2) <u>環境配慮率先実行計画推進のための調査・ 企画立案</u> (3) 各部各課の環境マネジメントシステム実施 状況の点検・評価、システムに関する調査・ 企画立案
環境マネジメントシステム審査委員会	職員審査員 (環境推進委員) 市民審査員 (市民数名)	(1) 環境マネジメントシステムの運用状況、効果 等の審査

※ 下線部分は環境配慮率先実行計画に関する内容

3. 環境マネジメントシステムの推進体制

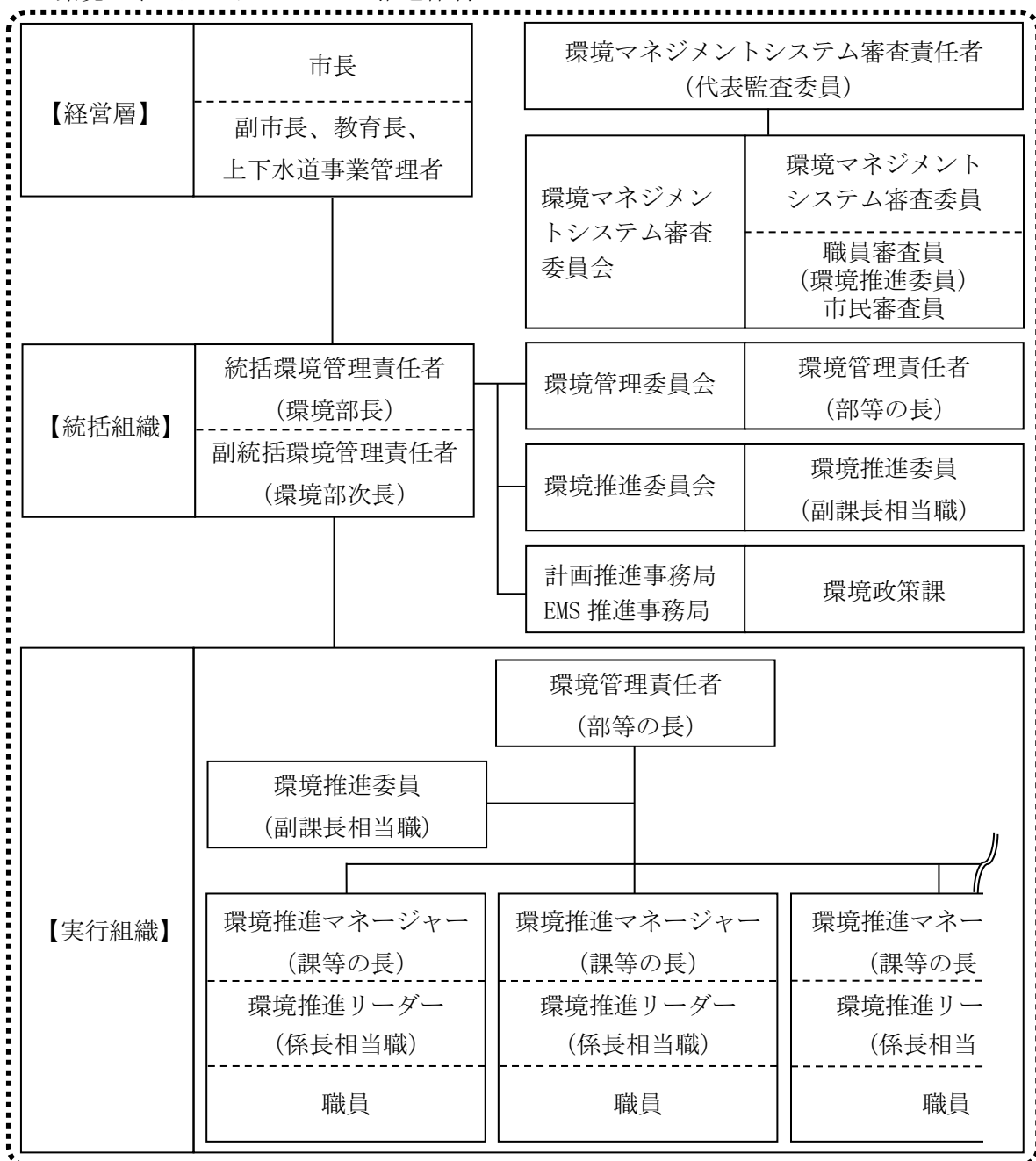


図4-1 環境マネジメントシステム推進体制

4. 点検・評価体制

全職場で、この計画に沿って目標と目標達成のための計画を設定し、実施、点検・評価、見直しというステップで推進します。

加古川市環境マネジメントシステム

本市では、平成 22（2010）年度から加古川市独自の環境マネジメントシステムを構築し、環境に配慮した事務事業を推進することとしました。継続的改善を行うマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、環境負荷の低減はもとより既存の環境関連計画等を、環境方針及び計画に取り込み、実施、運用を行っていきます。そして実施結果をもとに点検及び是正を行い、見直しを行って改善に結びつけます。また、環境マネジメントシステム実地審査では、職員審査員と市民審査員がチームを編成し、取組の点検を行います。これにより取組や仕組みそのものを常に改善していくことができます。

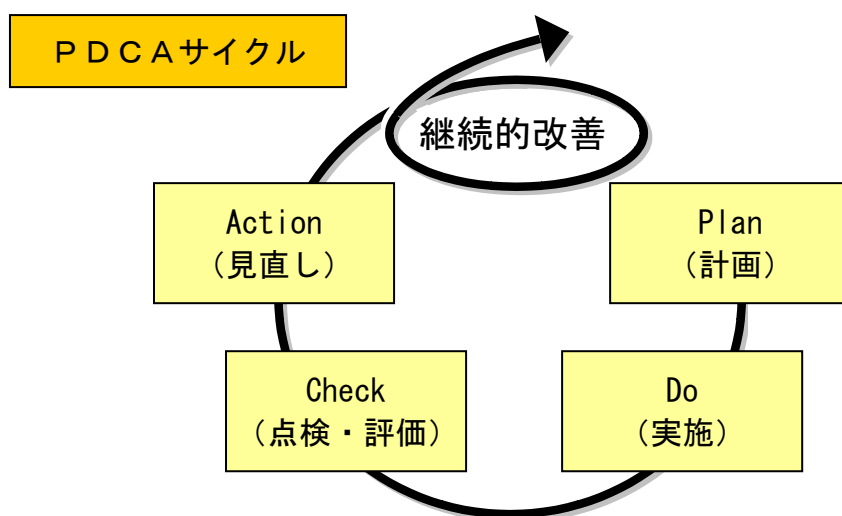


図 4 - 2 環境マネジメントシステム点検・評価体制

第2節 取組内容

1. 目標及びプログラムの設定

本計画の目標を、環境マネジメントシステムのオフィス活動の環境目標とし、環境推進マネージャーは、目標を達成するための具体的なプログラムを設定します。

2. 計画、実施、点検・評価、見直し

計画、実施、点検・評価、見直しについては、環境マネジメントシステムを活用します。

3. 点検結果の公表

この計画は、加古川市自らが一事業者として、地球温暖化防止と環境負荷の少ない事務・事業の実施を目指しています。加えて、自治体自らが率先して行動を起こすことにより、市民・市民活動団体・事業者に範を示すとともに行動を促すことを目的としています。

この姿勢を、より明確に示すために、毎年度の取組状況、各目標に対する達成度をホームページ等で公表します。

第3節 職員に対する研修等

この計画を実効性のあるものにするために、職員一人ひとりが計画の目的を理解し、必要性を認識したうえで、各々が果たすべき役割を実行することが重要です。

そのために、各階層別や全職員を対象とした環境研修会等を開催して、本計画及び環境マネジメントシステムに対する理解を深めるとともに、地球環境に配慮した行動を率先して実行する職員の育成に努めます。

あわせて、庁内ネットワークなどを利用して、地球環境保全をはじめ、環境に関する情報を提供するとともに、各職場等の取組を紹介するなど、職場での計画推進に対する支援を行います。

第4節 計画の見直し

統括環境管理責任者は、実績や技術的進歩等の状況を把握し、市長へ報告します。

市長は見直しが必要と判断した時は、統括環境管理責任者に計画の見直しを指示し、統括環境管理責任者から環境推進委員会に見直し案の作成を指示します。

統括環境管理責任者は、環境管理委員会に見直し案を報告し、意見を求めます。

環境管理委員会は、見直し案について審議し、統括環境管理責任者に意見を提出します。

統括環境管理責任者は、その意見に基づき、必要な見直しを行います。

市長は、見直し案に基づき、計画を決定します。

加古川市環境配慮率先実行計画(第5期)
令和3年3月策定

加古川市環境部環境政策課

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

電話 079(421)2000(代表)

079(427)9769(直通)

FAX 079(422)9569